

中間前金払制度の導入について

豊川市では、平成28年4月1日以降に契約する建設工事から、中間前金払制度を導入します。

1 中間前金払制度とは

当初の前金払（請負代金額の10分の4の範囲内）に追加して、工期半ばで請負代金額の10分の2の範囲内で支払う前金払のことをいいます。

前金払を利用することにより、工事期間中に請負代金額の10分の6を受け取ることができます。

2 中間前金払の対象となる工事及び要件

中間前金払の対象となる工事は、請負代金額300万円以上で、次の要件をすべて満たしている建設工事です。

- (1) 当初の前金払が行われていること。
- (2) 部分払を受けていないこと。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表による工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われている当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

※ 当初の前金払と同様に、前払金保証事業会社の保証が必要です。

3 中間前金払と部分払

1件の工事について、中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができ、両方を受けることはできません。

ただし、継続費などで契約期間が2年度以上にわたるものは、その年度の出来高に対する部分払は、中間前金払が行われた工事についても実施できます。

4 中間前払金の認定及び支払いの請求

- (1) 中間前払金の支払の請求の前に、2(3)~(5)の要件を備えていることの認定申請のため、次の書類を工事担当課に提出してください。
 - ・ 中間前払金支払認定請求書
 - ・ 工事履行報告書
 - ・ 工程表

- (2) 工事担当課は、2(3)~(5)のすべての要件に該当するか否かを審査し、その結果を次の書類で通知する。
- ・ 中間前払金認定調書
- (3) 中間前払金の支払の請求ができる要件に該当すると認定された者は、次の書類を工事担当課に提出してください。
- ・ 前払金支払依頼書兼請求書（中間前払金）
 - ・ 中間前払金保証証書（前払金保証事業会社発行）
- (4) 中間前払金は、請求書を受理した日から14日以内に支払います。

手続きの流れ

